

第6次長野県男女共同参画計画（案）に対する県民意見公募（パブリックコメント）結果

1 意見募集期間 令和8年（2026年）1月20日（火）～2月20日（金）

2 件数 142件（31者）

3 いただいたご意見と県の考え方

※ご意見は計画のページ順に掲載しています。また、「ご意見（要旨）」は人権・男女共同参画課において整理したものです。

※ページ番号及び項目名は県民意見公募時の計画案のものです。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
1	1	第1章 1 はじめに （1）計画策定の趣旨	「性別」や「多様性」などの用語の定義が計画案で明確でないため、解釈のばらつきを防ぐ観点から、定義を明示する必要があると考える。対象範囲が曖昧なままでは支援内容に差が生じる可能性があるため、用語集の追加や対象者の具体例を計画内に示すことを提案する。	対象者がより分かりやすくなるよう、施策の推進にあたり、丁寧な説明に努めてまいります。 多様な性への対応については、現在検討中の「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）にも位置付け、人権施策の中で取組を推進してまいります。
2	1	第1章 1 はじめに （1）計画策定の趣旨	性的指向・性自認への言及が計画案の基本姿勢の中での記載に留まり、重点目標や具体的施策に十分反映されていないため、多様な性の包摂を重点施策として明確に位置づける必要があると考える。相談支援の現場で配慮不足により二次被害や支援の途切れが生じている状況からも、施策本文への明確な記載が不可欠である。各重点目標に「性的指向・性自認を含む多様な性への配慮」を明示し、相談支援・医療・教育などの分野ごとに求められる具体的な配慮内容を記載することを提案する。	重点目標3に基づき、性の多様性に配慮した取組事例の周知等による正しい理解の促進などの取組を進めてまいります。 また、現在検討中の「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）にも位置付け、人権施策の中で取組を推進してまいります。
3	1	第1章 1 はじめに （1）計画策定の趣旨	計画策定の趣旨にも記載がある「ウェルビーイング」を計画の中心に置いてほしい。計画においては人口・経済対策よりも、一人ひとりの幸せを最上位に位置づけるべきであり、生活満足度、心の健康、ケアと仕事の両立、地域でのつながりなど、ウェルビーイング（地域幸福度）指標の導入を検討いただきたい。	当計画は、趣旨に記載のとおりウェルビーイングの考え方を根底に置いて策定しています。また、指標はジェンダー・ギャップを定量的に把握する観点で設定していますが、その改善は県民のウェルビーイング向上にも寄与すると考えています。
4	2	第1章 1 はじめに （5）計画の進行管理	進行管理の記載はあるものの、社会情勢の変化に迅速に対応するための仕組みが明確でないため、審議会による年次検証の実施や中間見直しの仕組み強化、当事者参画の確保を明記することを提案する。	知事を本部長とする「長野県男女共同参画推進本部」を中心に施策のPDCAサイクルを強化するとともに、長野県男女共同参画審議会の意見をお聞きしながら施策を推進してまいります。 また、当計画は社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は必要に応じて計画を見直す旨の規定を設けています。
5	2	第1章 1 はじめに （2）男女共同参画社会づくりに関する基本理念	基本理念における「男女の人権の尊重」は、「全ての人の人権の尊重」と記載すべき。	当計画の趣旨から現行の記載どおりとさせていただきます。なお、県では現在「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）の検討を進めており、全ての県民の人権が尊重される社会づくりに向け取組を進めてまいります。
6	3	第1章 2 現在の社会情勢	「現在の社会情勢」として、男女間賃金格差についても明記すべき。	県内の「男女間賃金格差」については、第1章 4 第5次計画の達成状況（2）において現状と要因分析を記載しています。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
7	3.14	第1章 2 現在の社会情勢 （3）男性の家事・育児参画意識の高まりとケア労働の女性への偏り 4 第5次計画の達成状況 （2）重点目標2 雇用等におけるワーク・ライフ・バランスの実現 ⑤	女性の家事・育児・介護などの多重負担に関する課題分析は示されているものの、改善に向けた具体的な目標設定が不十分であるため、数値目標や具体的取組を明確に示す必要があると考える。家事育児における男性参画の数値目標を設定し、見えにくいケア労働の社会的評価を高める方策を計画に明記することを提案する。	計画では、男性の家事・育児参画の状況を把握する指標として、モニタリング指標「6歳未満の子供を持つ妻・夫の育児・家事関連時間」を設定しています。この指標により、男女間の家事・育児時間の格差縮小を確認していきます。また、重点目標2に基づき、共働き・共育での推進に向けた施策に取り組むとともに、育児・介護などの負担総量を減らすため、これらを支援する施策の充実も図っていきます。
8	4	第1章 2 現在の社会情勢 （6）男女で異なる健康課題への対応と仕事と健康の両立支援の必要性の高まり	「男性のメンタルヘルスの課題」とあるが、女性のメンタルヘルスについては前段の「女性特有の健康課題」に含むとの理解でよいか。	女性のメンタルヘルスについては、前段の「女性特有の健康課題」に含んでいます。また、「男性のメンタルヘルスの課題」については、男性の自殺率が女性に比べて高いこと、そしてその背景として、男性は固定的な性別役割分担意識により過度な負担やプレッシャーを受けやすい状況があることを踏まえ、特記して記載しています。
9	6	第1章 3 国・県の主な動き （1）国の動き ⑧「第6次男女共同参画基本計画」の策定	計画策定の背景のうち、国の「第6次男女共同参画基本計画」に関する記述は、の2025年末の策定が見送られたことを踏まえた修正が必要。	ご指摘の箇所を含め、計画における国の基本計画に関する記述については、国の最新の動向を踏まえて修正します。
10	7	第1章 3 国・県の主な動き （2）県の動き ①長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の策定	計画策定の背景のうち、長野県総合5か年計画に関する記述の中に、「策定されました」とあるが、総合計画の策定主体は県であることを踏まえた記述の修正が必要。	ご意見を踏まえ、記述を修正します。 (修文) p.7 3 国・県の主な動き(2)① 「しあわせ信州創造プラン3.0」を2023年3月に策定しました。
11	7	第1章 3 国・県の主な動き （2）県の動き ③「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の発足	女性の活躍推進と同時に、男性の家事・育児への積極的な参加が重要であると考えている。市町村としては「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加などを通じ、課題共有やリーダーの意識改革に取り組んでいるが、これ以外に県が今後予定している取組内容について教えてほしい。	県では、男性も主体的に家庭生活に関われるよう、男女共同参画センターの市町村共催講座等を通じて、市町村と連携した意識改革に取り組んでまいります。
12	8	第1章 3 国・県の主な動き （2）県の動き ⑤「長野県パートナーシップ届出制度」の創設	「長野県パートナーシップ届出制度」の対象は性的マイノリティに限定されているが、国で選択的夫婦別姓制度の検討が進まない状況にあるため、異性愛カップルでも利用可能なものであってほしい	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。なお、男女の事実婚関係の場合は、住民票の写しに「夫（未届）」、「妻（未届）」という記載をしたものの交付を受けることが可能であるため、当面はこれをご利用ください。
13	9	第1章 4 第5次計画の達成状況 （1）重点目標1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大 ②	県の管理職に占める女性の割合について、係長相当職の女性割合が伸び悩んでいることへの要因分析が分かりやすい。課長補佐級以上の管理職の割合が大きく伸びたことは喜ばしいが、一方で「管理職候補者の人材不足」への対応はされているか。	今後の管理職候補者の不足については課題だと捉えており、計画的な人材育成に努めてまいります。
14	10	第1章 4 第5次計画の達成状況 （1）重点目標1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大 ④	公立学校の教頭以上の女性割合が目標を上回っている点は評価するが、小・中・特別支援学校では女性教員の割合が異なるため、一括の目標値ではなく学校種別に分けた現状確認と目標設定が必要ではないか。	小学校・中学校・特別支援学校につきましては、各校種別の女性率についても把握しておりますが、管理職昇任選考を一体的に行っているため、一括の目標値としています。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
15	10	第1章 4 第5次計画の達成状況 （1）重点目標1 政治・経済分野等 の方針決定過程への女性の参画拡大 ⑥	県の審議会における女性割合が伸び悩んでいる点は残念であり、女性適任者確保に向けた働きかけや人材育成の取組に期待する。	ご意見を踏まえ、引き続き審議会等委員の女性割合の向上に取り組んでまいります。
16	11	第1章 4 第5次計画の達成状況 （1）重点目標1 政治・経済分野等 の方針決定過程への女性の参画拡大 ⑦	第5次計画における目標・指標について、PTA会長の女性割合は、目安値が基準値や全国割合に比べて低すぎるように感じる。一方、管理的職業従事者の目標値、自治会長の目安値は高すぎる印象があり、地域の意識や慣習の変わりにくさを踏まえた値設定が必要ではないか。	第6次計画の指標につきましては、第5次計画での達成状況を踏まえながら、適切な目標値を設定してまいります。 ご指摘の管理的職業従事者や自治会長については、より一層の取組を進める必要があると考えていることから、現状値よりも高い目標値を掲げて取組を進めてまいります。
17	13	第1章 4 第5次計画の達成状況 （2）重点目標2 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現 ②	第5次計画の達成状況の記述の中に、男女間賃金格差の推移についてもグラフがあってもよいのではないか。	男女間賃金格差については、第5次計画では指標として設定していなかったため、第1章「4 第5次計画の達成状況」には詳細な数値を掲載していませんが、同項目の（2）②の中で概況を記載しています。なお、第6次計画では賃金格差を新たに指標として設定します。
18	14	第1章 4 第5次計画の達成状況 （2）重点目標2 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現 ⑤	「6歳未満の子どもを持つ夫婦の」の次に「1日当たりの」を加えてはどうか。	ご意見を踏まえ、より分かりやすい記述となるよう、記述を修正します。 なお、家事・育児関連時間とは「6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の妻と夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）」です。 (修文) p.14 重点目標2 ⑤ 本県の6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たりの育児・家事関連時間は、妻が夫の4倍であり、
19	15	第1章 4 第5次計画の達成状況 （5）重点目標5 男女双方の意識改革・理解の促進 ②	「社会全体が男女平等であると感じる人の割合」の下落要因として、家事・育児・介護などを支援する制度やサービスの不十分さも大きいと考える。意識の啓発や男女比の改善だけでなく、家庭で負うケアを社会で共有できる制度・サービスの充実を測ることはできないか。	家庭内のケア労働のうち、育児については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村と連携して延長保育や病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応する体制整備を、また、介護については、長野県高齢者プランに基づき、国の動向も踏まえつつ、関係機関と連携を図り、市町村の地域包括支援センターを中心とした地域で家族介護者を支える仕組みづくりを支援するとともに、企業等における、仕事と介護が両立できる多様な働き方制度の導入・活用を促進してまいります。
20	19	第1章 ◆第5次計画 目標・指標の進捗状況	第5次計画の指標として設定されていた、「信州やまほいく（信州型自然保育）認定園数の増」が第5次計画の達成状況の中で触れられておらず、男女共同参画との関連も不明瞭。指標として設定した理由や意義の説明が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、第5次計画の達成状況に「信州やまほいく認定園数の増」に関する記述を追加しました。 (修文) p.16 重点目標6 ④として追加 農村生活マイスターの認定者数や信州やまほいく認定園数は目標値を達成しています。一方で、誰もが快適に暮らせる地域社会づくりに向けて、市町村の男女共同参画計画策定の推進等、さらなる向上の取組が必要です。【地域・社会活動】
21	21	第1章 5 次期計画重点目標の検討	次期計画重点目標の検討において、ジェンダー平等やジェンダー主流化が男女を中心とした記述となっているように感じるため、性的マイノリティを含む多様な性をどのように包摂するのかを、より明確に示すべきと考える。	多様な性への対応については、現在検討中の「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）にも位置付け、人権施策の中で取組を推進してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
22	23	第2章 1 基本テーマ	ジェンダー平等の実現や「誰もが互いを尊重する」という基本テーマが中心に据えられたことを歓迎する。加えて、多様な性についても扱われることを望む。	多様な性への対応については、現在検討中の「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）にも位置付け、人権施策の中で取組を推進してまいります。
23	23	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a.政策・方針決定過程への女性の参画拡大	政策・方針決定過程への女性参画を拡大するため、県が若い女性の進出を後押しする仕組みを強化すべきと考える。具体的には、ジェンダー平等社会の実現に向けた行動や、審議会等への参画といった方法を学べる「ジェンダーカレッジ」に長野県の若者を育てる事業を委託することを提案する。	ご提案いただいた内容は、今後の施策の検討や事業推進の参考とさせていただきます。
24	23	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策	重点目標1の地域・社会活動における男女共同参画の推進について、具体策が乏しく達成可能性に疑問がある。委員会など政策決定過程の男女比を1：1とすることの義務付け、地域活動（地区長、PTA会長）で女性が指導的立場につけない慣習的な状況を是正するため、行政が地域や教育委員会に対し男女比の均等化を求める通達が必要と提案する。	まずは県の審議会等の女性比率の向上に、引き続き率先して取り組みます。また、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の取組などを通じて、市町村長のジェンダー平等に対する一層の意識改革を進めるとともに、自治会やPTA等の身近な地域活動において女性の参画が進まない現状の課題や原因の調査や分析を行う等、県の取組を進めながら、市町村における施策の展開を後押ししてまいります。
25	23	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進	重点目標1の地域・社会活動における男女共同参画の推進について、長年同じ目標が掲げられているにもかかわらず進展が乏しいため、まずは県職員からクオータ制の検討・実施を進めるべき。これによりロールモデルが生まれ、重点目標2で掲げる職場のジェンダーギャップ解消にもつながると考える。	ご指摘のとおり、実効性のある取組を推進する必要があることから、ご意見の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。
26	23	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a1	県の女性職員の管理職登用拡大に関し、転勤の在り方をどのように改善できるのか。テレワークで対応可能なのか。	全県に勤務公署があるため、一定の転勤は避けられませんが、転勤については、職員の希望や家庭事情等を踏まえ、可能な限り配慮するよう取り組んでまいります。
27	23	2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a	地方の団体・組織において重要な意思決定が男性中心で行われる慣行が残り、形式的な構成比率が整っても女性の実質的参画が阻害されている点を問題と考える。男女共同参画の実効性向上には、意思決定慣行の見直しや無意識のバイアスへの対応、重要な意思決定への女性の実質的参画を指標とすること、非公式な男性中心決定の是正、透明性確保や女性リーダー登用状況の公表強化などを計画に含めることを提案する。	第6次計画では、重点目標1として「地域・社会活動における男女共同参画の推進」を掲げています。 この目標の進捗を確認するため、県の審議会等や各役職段階に占める女性の割合など、指標を設定し、取組を進めてまいります。 また、あわせて地域で女性の参画が進まない要因について調査・分析を行い、その結果を今後の取組に活かしてまいります。
28	23-30	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画	重点目標1及び2において、「女性に頑張らせる計画」ではなく、「社会構造を変える計画」にしてほしい。計画案に示された「男性中心の社会構造やシステムの変革」の理念を踏まえ、管理職研修、人事制度改善、組織文化改革、市町村間格差の是正など、構造的な改革をより前面に出すことを提案する。	計画の趣旨にも記載のとおり「男性中心の社会構造やシステムの変革」が必要との認識のもと、その具体的な方策として、第6次計画では、男女間格差を洗い出し解消するための、「ジェンダー主流化」の考え方を明確に盛り込んでおります。
29	23-25	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進	農村部では政治・経済分野のリーダーが高齢男性に偏り、行政の審議会等でも女性登用が進んでいない現状に課題がある。松本市のように男女共同参画やジェンダー平等に積極的に取り組む自治体と比べると、農村地域の遅れが顕著であり危機感を持っている。県が掲げるジェンダーギャップ解消の方針や姿勢を、町村とも十分に共有し、地域間の格差をなくすよう求める。	男女共同参画を推進するための計画を策定していない町村に、県からも計画の策定を働きかけるなど、町村の取組を支援してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
30	24	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 b2	「さなる負担軽減」を「さらなる負担軽減」に改める。（誤記の修正）	ご指摘のとおり、誤記を修正します。
31	24	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a5	女性の政治参加を広げるための意識向上とは、誰の意識を向上するのか。男性中心の政治のあり方や、ケアの負担を男性や社会が担うことが重要であり、女性の意識が向上すれば政治参加できるものではないと考える。	ご指摘のとおり、女性の政治参加には環境整備が不可欠と認識しています。当計画では、男性も含めた意識改革と、ケア負担の偏りなど参加を妨げる要因の解消を両面で進めてまいります。
32	24	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 c	第5次計画の自治会長に占める女性割合10%という目標は、長野県や各自治体の現状から大きく乖離しており、かなり高い設定だと思われる。そもそも自治組織は行政が直接的に関与しづらいという構造的な難しさがあり、自治体としてどのような施策を講じればよいか判断が難しく、県が予定する支援策の具体的内容を教えてほしい。	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の取組などを通じて、市町村長のジェンダー平等に対する一層の意識改革を進めるとともに、自治会等の身近な地域活動において女性の参画が進まない現状の課題や原因の調査や分析を行う等、市町村の取組を後押ししてまいります。
33	24,25	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 c	女性リーダー創出の具体策が示されていない。創出後も県や市町村による継続的な支援が不可欠である。農村における特に70代の男女に強い男尊女卑、家父長制の価値観があり、相互理解を促すために世代を超えた議論の場を設けること、また女性リーダーが選出された場合に、高齢層に対してリーダーを「見守る」ことを啓発する必要がある。そのためには、市町村や県が定期的に会議へ同席して第三者の視点から進捗を確認できる支援体制が必要ではないか。	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の取組などを通じて、市町村長のジェンダー平等に対する一層の意識改革を進めるとともに、自治会等の身近な地域活動において女性の参画が進まない現状の課題や原因の調査や分析を行う等、取り組んでまいります。 また、長野県男女共同参画センターの講座等を通じて、ミドル・シニア世代の意識改革を進めてまいります。
34	24	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 b	自治会や公民館活動は、総会等に世帯単位の参加を前提としているため役員が男性に偏り、配偶者のいる女性は世帯の代表とされず、役員に立候補しても否定的な言動が聞かれる現状は問題である。自治会長に占める女性割合の現状では2030年に10%の目標達成は困難であり、県として女性の区長・役員登用を促す方針を明確に示し、施策を展開することを望む。	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の取組などを通じて、市町村長のジェンダー平等に対する一層の意識改革を進めるとともに、自治会や公民館等の身近な地域活動において女性の参画が進まない現状の課題や原因の調査や分析を行う等、県の取組を進めながら、市町村における施策の展開を後押ししてまいります。
35	25	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ③指標	「防災計画に男女共同参画の視点を取り入れている市町村の増」を指標に加えることを提案する。避難所運営では女性の視点が不足し、役割の固定化や安全面での課題が大きいと、それを自治会・地域で女性が訴えることは難しい。 「市町村の防災組織の中に何割女性を入れ、女性の視点を取り入れて防災計画を立てる」ことを県から市町村に対して示してほしい。	防災における男女共同参画の進捗を測るため、モニタリング指標として、「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」を設定しています。 また、重点目標1に基づく施策として、「e 防災・災害対応、復興の取組における男女共同参画の推進」を掲げており、ご意見の趣旨も踏まえつつ、市町村と連携しながら取組を進めてまいります。 さらに、地域における女性の参画を阻害する要因や課題の調査、固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発などについても、市町村、関係団体と連携して取り組みます。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
36	25	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 e	防災・避難所運営において女性の視点、とりわけ若い女性の意見や発案が重要であるにもかかわらず、その必要性が地域の高齢男性に理解されず、女性主体の避難所運営の提案が採用されていない実態がある。命令系統、広範囲の連携の中にもジェンダーの視点を取り入れられる女性リーダーが必要。計画案を具体策として実行してほしい。	重点目標1に基づく施策として、「e 防災・災害対応、復興の取組における男女共同参画の推進」を掲げており、ご意見の趣旨も踏まえながら、市町村と連携して取組を進めてまいります。 さらに、地域における女性の参画を阻害する要因や課題の調査、固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発などについても、市町村、関係団体と連携して取り組みます。
37	25	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 c2	自治会など地域の意思決定の場で女性役員の登用を促進する施策は示されているが、現行の一世帯一名参加の仕組みでは実質的に家長である高齢男性の参加が中心となり、女性参画が進みにくい構造的課題があると考え。女性の区長・役員登用を促す県の方針を明確に示し、他市で実例のあるような、県による補助制度などの積極的是正措置を講じることを提案する。	計画の推進に当たっては、ご意見いただいた他県の自治体の事例も参考にしております。 県では令和8年度から、内閣府等が主催する「地域働き方・職場改革ネットワーク」への参加を予定しており、こうした取組を通じた全国の自治体との情報交換等により、先進的な取組を把握してまいります。 また、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の取組などを通じて、市町村長のジェンダー平等に対する一層の意識改革を進めるとともに、自治会等の身近な地域活動において女性の参画が進まない現状の課題や要因の調査や分析を行う等、県の取組を進めながら、市町村における施策の展開を後押ししてまいります。
38	25,27	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 c	ジェンダー主流化の考え方が導入されたことは、非常に重要だと考える。多くの社会問題において、女性がより深刻な影響を受けやすい現状がある。この観点から、本計画案で示された方向性をさらに徹底する形で、例えば家族経営協定に関連して実態把握や、女性リーダーが既存の価値観に縛られず活動できる環境となっているか等、有効な対応を探求することを希望する。	地域における女性の参画を阻害する要因や課題の調査や、固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発など、市町村、関係団体と連携して取り組みます。
39	27	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a7	農業委員会では女性が意見を言えない雰囲気があり、お飾り的に扱われている状況にあると聞く。こうした状況では女性の農業進出は進まない。慣習を改めるためにはシニア世代への教育が必要であり、農業を志す女性が萎縮せずに挑戦し意見を述べられる環境づくりに予算を投じるべき。	県では、関係団体と連携し、女性農業委員の登用促進や資質向上に向けた研修会等を開催しているところです。さらに女性農業者グループの交流会の開催による仲間づくりや、家族経営協定の締結促進による働きやすい環境づくりなど、農業・農村における女性農業者の一層の活躍に向けた取組を支援しており、引き続き、女性リーダーの育成に努めてまいります。
40	27	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a	職業生活における女性活躍を進める上で、選択的夫婦別姓は重要な課題と考える。女性に偏る改姓負担によって職業面・生活面で不利益が生じており、通称使用では解決できないため、長野県が率先して国に働きかけ、選択的夫婦別姓の実現を推進することを望む。	選択的夫婦別姓制度については、国において制度の在り方が議論されており、県としては、国の動向を注視してまいります。
41	27	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 a3	「公共調達や県行政の各種認定制度等に、女性が能力を發揮できる環境整備を促す視点を入れ」るのはとても良いと考える。一方で少しわかりづらいため、よりイメージしやすい記述になるとよい。	ご意見を踏まえ、より分かりやすい記述となるよう、修正します。 (修正) p.27 ②課題解決のための施策a3 公共調達や県行政の各種認定制度等において、仕事と家庭の両立支援など企業の取組を積極的に評価することで、女性が能力を發揮できる環境整備を促進します。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
42	28	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 b2	女性を目標達成のための数合わせでリーダーに登用しても、それまでに上司の仕事を見たり段階的に挑戦する準備経験がなければ務まらない。登用前に十分な育成があってこそロールモデルになれるので、男性のように事前に教育を受け自信をつけられる機会を女性にも用意すべき。	県組織においては、いただいたご意見も踏まえ、人材育成と計画的な登用、職場環境の整備を行ってまいります。 また、民間企業につきましては、今後、企業等の管理職候補者を対象に、管理職に必要なスキルやマインド習得を図るための講座を実施予定です。本講座を通じて、受講者の所属企業内でも登用に向けた育成や環境整備等に繋げていけるよう取り組んでまいります。
43	28	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 c5,c6	長野県内の企業の技術系職種で働く女性の方に、中高生向けの講義をしてもらうなど、理系選択を決断する時期に、将来の目標となる先輩の話を聞ける機会を設けていただきたい。 また、中小企業の技術職や、理系分野に限らない営業・事務の仕事の紹介もあれば良い。	企業と学校のマッチング支援やものづくり体験講座の実施など、子どもたちに地元の企業・産業を紹介する職業体験の取組を推進し、幅広い分野・規模の異なる企業を知ってもらう機会の創出・拡大を支援してまいります。
44	28	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 c	長野県では男女間賃金格差が大きく、女性の経済的自立の遅れが女性の貧困やDVにつながっている側面があるため、中小企業にも働きかけて女性が働きやすい職場環境を整備すべき。また製造業が多い県の産業構造を踏まえ、理工系やものづくり分野で女性が活躍できるよう、情報提供や職業訓練、リスキリングを積極的に行うよう求める。	性別を問わず、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方制度の導入など、誰もが働きやすい職場環境整備の取組を企業に促してまいります。 また、離職者を対象とした職業訓練である民間活用委託訓練や、女性求職者を対象としたデジタル人材育成事業等の取組を通じて、理工系やものづくり分野における女性の就職を支援してまいります。
45	29	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 d8	教員が専門職として教えることに専念できる環境づくりに力を入れてほしい。教員が備品の購入精算や、生徒同士のトラブル対応、親への連絡を一人で担う重さを知り驚いた。ICT活用など、人手に頼らない解決策も含め、教員が本来の業務に集中できる労働環境を整えてほしい。	学校業務の協働・分担については、教員が担う必要のない業務や負担軽減が可能な業務について、令和7年に多様な関係者において議論を行い、先生が子どもと向き合えるよう応援する共同宣言を発出する等、機運醸成を図っているところです。今後はさらに、ICT活動促進等に加え、学校現場が業務を地域に委ねることについて前向きに検討できる意識の醸成や、県・市町村教育委員会の伴走支援スキル向上に資する取組を図ってまいります。
46	29	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 d1,d2,d12	「課題解決のための施策」として、働き方改革や長時間労働の是正が記載されているが、これらがウェルビーイングを高めると同時に、家庭的労働（家事、育児、介護）の男性の従事時間を高め、性別役割分業の価値観をアップデートしていくことにもつながる、という視点を盛り込めないか。	ご意見のとおり、ウェルビーイング（幸せ）を享受できる社会の形成を目指すことを、計画の趣旨に掲げています。 そのため、長時間労働の是正などにより男性の家事・育児参加を推進するほか、あわせてその背景にある固定的性別役割分担意識の解消に向けた施策を掲げ推進してまいります。
47	29	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策	国の「第5次男女共同参画基本計画」が示す「男性にとっての男女共同参画」の理念が本案では不十分であり、男性の長時間労働という構造的な問題が放置されている。男性を女性活躍の手段として扱うのではなく、男性自身の生きづらさを解消する目的を明確に位置づけるべき。男性の長時間労働是正を不可欠な構造改革として位置づけ、基本理念に「男性にとっての男女共同参画」を独立して明記し、男性の生活時間の回復を目標として盛り込むよう求める。	「長野県男女共同参画社会づくり条例」では、「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかに暮らせる長野県」の実現を掲げており、計画もこれを目指すものとして作成しています。 具体的施策としては、重点目標2に基づき、性別を問わず、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方制度の導入など、誰もが働きやすい職場環境整備の取組を企業に促してまいります。 また、重点目標3に基づき、男性に過度な負担やプレッシャーを強いる要因ともなる固定的性別役割分担意識の払拭、多様な価値観やライフスタイルが尊重される社会の実現に向けて、意識改革の取組を推進してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
48	29,30	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 d4,e1	産休・育休・介護休取得後も子育てや介護は継続するため、誰であっても責任ある役割に就くのを躊躇させないような支援体制を整えるべき。特に延長保育や病児保育の充実が必要。	県では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村と連携して延長保育や病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応する体制整備を進めています。いただいたご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
49	29,31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備	家事・育児・介護が女性に偏る現状を踏まえ、男性のケア参画を計画の中心施策として明確に位置づけるべき。特に男性育休の質向上、家事・育児スキル教育、男性向けのケア参画研修、長時間労働の是正を重点目標2・3に具体的に書き込むよう求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、重点目標2に基づき、共働き・共育ての推進に向けた施策を進めるとともに、育児・介護などのケア負担の総量を軽減するため、これらを支援する施策の充実を図ってまいります。また、重点目標3に基づき、ケア労働の偏りの背景ともなる固定的性別役割分担意識の払拭、多様な価値観やライフスタイルが尊重される社会の実現に向けて、意識改革の取組を推進してまいります。
50	30	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ③指標	男性県職員の育休取得率について、取得者数だけでは実態が把握できないため、取得期間についても指標として設定するべきと考える。数日から1週間程度の取得と、1か月以上の取得では質が異なるため、計画の中でも期間の重要性に触れることを提案する。また、今後は取得者のための職場環境づくりだけでなく、業務を引き継ぐ職員の働きやすさにも配慮した採用や配置がなされることを期待する。	第6次計画より、県職員（男性）の育児休業については、取得期間も含めて指標として設定し、取組を進めてまいります。また、育児休業取得者が発生した際の業務をサポートする会計年度任用職員の配置など職場支援に取り組めます。
51	30	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ②課題解決のための施策 f	HPVワクチンの公費接種を、女性だけでなく男性にも拡充してほしい。	男性へのHPVワクチン接種については、現在国において定期接種化の議論がされており、県としては、安全性・有効性の確認及び費用対効果が良好であることが確認されたワクチンについては、居住自治体に左右されずに全国一律に受けられるようにするべきと考えることから、引き続き国の検討状況について注視し、状況に応じて国に対し要望を検討してまいります。
52	30	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （2）重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進 ③指標	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への女性リーダーの新規参加を促進し、会のメンバーの女性比率3割を目指すべき。	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」については引き続き、性別問わずメンバーの拡大に務めるとともに、女性リーダーの意見も反映できるよう、取組を進めてまいります。
53	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a3,a6,a7	男子学生が女子学生にわいせつ動画を撮らせて拡散するような事件の根底には、女性蔑視や人権侵害があると考え。性犯罪や暴力を許さない人権教育と性教育の体系的な実施に期待する。	ご意見を踏まえ、自分を大切にするとともに他者も大切にすると人権意識を高める取組と、生命（いのち）の安全教育を一層推進してまいります。
54	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a9	子どもへの教育や注意喚起だけでなく、日本版DBS（こども性暴力防止法）の順守が必要。子どもと日常的に関わる大人の中に性犯罪歴のある人が含まれる可能性がある限り、保護者は安心して子どもを預けることができない。	子どもの教育・保育等に従事する者の性犯罪歴を確認する制度（いわゆる日本版DBS）の創設等を内容とする「こども性暴力防止法」については、令和8年12月25日が施行期日とされており、県としては、市町村や教育・福祉関係機関等への周知、実施体制の整備支援、制度理解の促進などに取り組んでまいります。
55	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 b1	ミドル、シニア世代の価値観を変えるのはかなり難しいため、子供や若者への教育に、より予算を割いてほしい。	男女共同参画センター等の固定的役割分担意識会解消を目的とした研修に若者も参加できるよう、SNS等も活用して広報を実施するなど工夫してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
56	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a4	「有害情報」という定義不明確な用語を用いるべきではなく、その範囲を明確化し表現の自由への影響を最小限に抑えるべきである。また、本施策と男女共同参画の目的との関係が示されておらず、明確化されない限り本項目は削除すべき。	ご意見を踏まえ、該当部分の記載を修正します。 （修文） p.31 ②課題解決のための施策a4 情報の真偽を見極める力を育成するとともに、誹謗中傷等のリスクを認識し、青少年がインターネットを安全かつ有意義に活用できるよう、情報モラル教育やいじめ防止教育に取り組みます。
57	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a	学校教育の中に「包括的性教育」をきちんと位置付けて実施すべきだと考えており、そのために教職員、特に管理職が包括的性教育の実施やジェンダー主流化など県の取組について学べる研修の機会を、教育委員会とともに作ってほしい。	「包括的性教育」は、2018年に国際教育科学文化機関・ユネスコ等が、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を改訂し、提唱をしているものと理解しています。 現在、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じて性に関する指導や生命（いのち）の安全教育等を行い、子どもたち自身が性に関して正しく理解をし、適切な行動が取れるよう、学習指導要領に基づく着実な指導に取り組んでおります。 今後、保健体育の授業だけでなく様々な教科を関連させたカリキュラム・マネジメントを行いながら、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることに留意した教育を一層推進してまいります。 また、ご意見にある「学ぶ機会」は大変重要なことと考えておりますので、性に関する指導・生命（いのち）の安全教育に関する研修会を実施し、管理職を含めた教職員に研修の機会を提供してまいります。
58	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a9	長野県男女共同参画社会づくり条例で定める性的表現の制限が実効性を持たず、公共性の高いコンビニで過度に女性の身体を強調した雑誌が陳列されている現状は、子どもへの悪影響や職場での環境型セクハラ観点から問題があると考えます。県内には有害図書としての規制がなく、子どもを性被害から守るための条例でも実効的な対応が取られていないため、公共性の高い店舗における性的表現のある雑誌の陳列・販売規制を有害図書として明確に位置づけることを求める。性加害を助長しない環境整備のため、早急な対策とパラダイムシフトを提案する。	ご意見の点は、セクシュアルハラスメントやコンプライアンス違反に当たるかは一概に判断はできかねますが、子どもたちに影響があると懸念される部分については引き続き取組を進めるとともに、DVの防止やジェンダー平等を含めた人権意識を高める取組を推進してまいります。
59	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a3	長野県内の全ての子ども達へ性教育・人権教育を届けるための具体的な計画を立て、「推進」ではなく「実行」することを求める。	学習指導要領に基づいた、性に関する指導の確実な実施について周知するとともに、生命（いのち）の安全教育の更なる実施について支援してまいります。 また、人権教育に関しては、すべての教育活動を通じて行うものとなっており、学校の実態に応じた人権教育の全体計画のもとで着実な取組につなげてまいります。
60	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a5	スクールカウンセラーは、各校常時1名配置としてほしい。	ご意見の件につきましては、多くのスクールカウンセラーが医療機関や市町村などの他機関とも兼務しており、ニーズに応じた柔軟な配置が難しいという課題があるものと認識していますが、今後も、児童生徒一人ひとりに応じた支援が行えるよう、安定的な支援体制の維持・充実に努めてまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
61	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 b1	県がジェンダー平等に本気で取り組んでいることを、県民に強く認知されるレベルで広報すべきと提案する。オリンピック並みに大規模で効果的な情報発信を求める。	当計画では、「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり」を基本テーマとして掲げ、県としての姿勢を示しています。広報についても、SNS等多様な手法を活用し、県民への分かりやすい情報発信と意識啓発に取り組んでまいります。
62	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a3	包括的性教育は日本の学校教育ではカリキュラムが不十分であり、多くの子どもが必要な知識を得られないまま成長している状況を改善すべき。計画案で「教育・学習の充実」を掲げたことは評価するが、学校現場では文面だけでは変化が生まれにくい。松本市の全小中学校での性の多様性講座の事例を参考に、各学校が具体的に実施できる支援体制の構築を検討するよう求める。	県では、性に関する指導・生命（いのち）の安全教育充実のための外部講師派遣事業として、リスト化した外部講師一覧から学校の要望に応じた外部講師を派遣しております。予算の都合上、派遣校数に限りがありますが、より多くの学校に外部講師を活用した教育が推進されるよう研究してまいります。 また、性に関する指導・生命（いのち）の安全教育に関する研修会を開催し、教職員の資質・能力向上を後押ししてまいります。
63	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a3	包括的性教育は「健康」ではなく「人権」として扱うべきであり、計画案の基本理念に示される性と生殖に関する健康と権利を実現するためにも不可欠。包括的性教育には同意、身体の尊厳、他者の尊重、デジタル性暴力の理解などが含まれるため、教育施策として明確に位置づけてほしい。	性に関する指導・生命（いのち）の安全教育の更なる推進により、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付ける教育を目指してまいります。
64	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a	子どもへの教育＝学校教育という前提があるように感じる。学校に行かない子どもへのジェンダー教育どう考えるのか、学校教育以外での取り組み（ホームスクール、フリースクール等）も記載してほしい。	フリースクールでの学びの内容については、自主性の観点から、フリースクールの運営者に委ねられており、県においてカリキュラムを決定することは困難ですが、フリースクールのスタッフ向けにこどもの権利等に関する研修を行ってまいります。
65	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a3,a4	「誤った認識や行動を正し、～正しい知識を身に付けるとともに、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付ける教育」「有害情報や誹謗中傷等のリスクを認識し、～情報モラル教育やいじめ防止教育」の施策の推進を強く望む。現状は校長や教員の熱意に依存し時間数の確保も課題と聞くため、地域や専門家とも連携して進めることを提案する。	小中高・特別支援学校に対しては、外部専門家によるネットに関連した性暴力防止教育を実施しています。引き続き、取組を推進してまいります。 また、令和5年度から令和7年度までの3年間は、性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」と位置付けられ、生命（いのち）の安全教育を推進してまいりました。文部科学省提供の教材については、今後更新されることが計画されており、「性的同意」の明記をはじめ指導の現場展開を加速するための教材づくり等が検討されています。各校の生命（いのち）の安全教育実施率の更なる向上を目指して、地域や専門家等の外部講師を活用した教育の支援を推進してまいります。
66	31	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a	学校教育における人権教育・ジェンダー教育を体系的に位置づける必要がある。計画案が示す暴力・ハラスメント防止や多様な価値観の尊重を踏まえ、人権教育、ジェンダー教育、同意教育、暴力予防教育を学校教育として明確に体系化し、文言として追加すべきと提案する。	学校における人権（ジェンダー）教育は、すべての教育活動を通じて行っているほか、社会科や家庭科、特別の教科（道徳）など各教科それぞれの目的に沿って行ってまいります。 また、今後、生命（いのち）の安全教育において、「性的同意」の明記が計画されています。文部科学省作成の教材等について、更なる周知を図りながら生命（いのち）の安全教育を学校教育計画のなかに明確に位置づけるように周知してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
67	31,33, 35	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 (3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a (4) 重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a,c	DV・児童虐待防止の啓発や施策を長年行ってきたが、県民に浸透せず相談件数・対応件数も増加しており効果が見られない。ジェンダー主流化を進めるとしても、その重要性を本当に理解し実践できるのか疑問で、現状では付け焼刃に終わり根付かない。	いただいたご意見を踏まえ、第6次計画では、より成果が表れるよう、DV被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援と、幅広いジェンダー・ギャップの解消等の施策を総合的に推進します。
68	31,33, 35	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 (3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a (4) 重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a,c	幼児期から成長段階に応じて包括的性教育を実施し、人権感覚を育むことが重要である。包括的性教育は、生殖知識だけでなく人権意識や自己肯定感、自己決定力を育て、暴力や差別をしない価値観の形成につながる。子どもから大人まで広く行うことでDV・虐待防止やジェンダー平等の実現にも寄与するため、性教育への拒否反応や誤情報が子どもを危険にさらす現状に強い危機感を持っている。長野県が先駆的に包括的性教育を導入し、幼児期から生涯学習まで一貫して取り組むべきであり、この教育が広がれば「誰も被害者にも加害者にもならない長野県」の実現につながると期待している。	「包括的性教育」は、平成30年に国際教育科学文化機関・ユネスコ等が、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を改訂し、提唱をしているものと理解しています。また、ガイダンスは、自発的に利用されるという性格をもち、各国の異なる状況の多様性や各国の教育課程の内容を決定する政府の権限を認めるものであると理解しています。 各学校において、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることに留意し、カリキュラム・マネジメントを行いながら、性に関する指導・生命（いのち）の安全教育を、各教科等関連させながら重層的に取り組むよう推進してまいります。
69	32	第2章 (3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ③指標	計画の指標として、子どもへの性教育・権利教育・ジェンダー平等教育の実施コマ数や、企業での学習実施回数を明示すべきと提案する。これらの教育実施が、「性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減」につながると考える。	計画では、施策によって社会にどのような変化が生じたかを重視し、県民の固定的性別役割分担意識を測る指標を設定しています。その改善に向けては、教育や学習機会の充実は重要であり、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。
70	32	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 (3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ③指標	重点目標3に関連し、教育現場や職場において「隠されたカリキュラム」や「意欲の冷却効果」への理解を広め、女性を補助的立場にとどめる価値観の再生産を抑制する取組を進めることが重要。女性が責任ある立場を避ける傾向は生物学的特徴ではなく、社会的に形成された「女性らしさ」に起因するとの認識を広める必要がある。	誰もが固定的性別役割分担意識や性差に基づく人生観等によらず、自らの意思に基づいて、働き方・学び方・生き方を選択できるよう、様々な手法により啓発・情報発信を行ってまいります。
71	32	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 (3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ③指標	重点目標3の指標として「社会全体が男女平等と感じる人の割合の増」も加えてはどうか。第5次計画期間中の中下落は、ジェンダー主流化の視点で社会を見る人が増えたことの表れとも考えられ、今後は増加させていくことを目指すためにも、指標として残すことを望む。	「社会全体が男女平等と感じる人の割合」については、男女共同参画審議会で、社会のジェンダー平等の達成状況は意識ではなく、管理職の男女比など客観的指標で評価すべきとの意見があり、今回指標から外した経過があります。一方で、県民意識の変化を把握することも重要であるため、今後、調査方法も含め検討を進めてまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
72	32,34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 b10 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 c1,c2	「いつ産むか」「産むために何ができるか」を前提とした情報発信は、産むことを当然とする圧力を生み、こうした価値観が強い地域から若い女性は離れてしまうと感じている。産む・産まない双方の選択肢を否定しない環境こそが、多様な若者が安心していられる地域をつくり、結果的に人が集まる県につながると考える。	施策の実施に当たっては、「性と生殖に関する健康と権利」に内包される、生殖に関する自己決定権を尊重した対応を推進します。
73	31,37	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （3）重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 ②課題解決のための施策 a （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ②課題解決のための施策 d3	中高生女子の自殺率の増加にはSNSの影響も指摘されている。特に若者中心に届く発信を行うため、「様々な情報発信手段を活用して」の具体例としてSNSの活用を進めてほしい。	県民に対する男女共同参画の意識啓発は、SNSも含めた様々な情報発信手段を用いて実施してまいります。
74	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a1,a2	DVといったマイルドな表現ではなく、「傷害」や「暴行」といった犯罪であるという認識を広めるべき。家族間であれ、恋人同士であれ、暴力は犯罪で加害者は処罰されるべき。	いただいたご意見を踏まえ、DVや性暴力等を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発等の施策を推進してまいります。
75	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a4	女性相談員の多くが非正規かつ任期付きであるため、継続的支援が難しい状況にある。相談員の資質向上を図るのであれば、正規雇用として安定的に教育・配置すべきである。	ご意見として承るとともに、女性相談支援員の対応力の向上に努めてまいります。
76	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a	DVだけでなく、ストーカー被害もジェンダー関係なく考えてほしい。またストーカー加害者への対応・教育も考えてほしい。	ストーカー被害等についても、性別にとらわれることなく対応しております。また、ストーカー加害者に対しては、再発防止のための定期連絡、心理学的手法に基づくカウンセリングや治療の有用性の教示等を行っています。引き続き、適正な対応を推進してまいります。
77	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a1	「DVや性暴力等を生み出さない～広報・啓発及び教育に取り組みます」とあるが、単に「教育」ではなく、「人権教育」としてはどうか。	DVや性暴力等の防止には「人権教育」を含む様々な教育が必要との考えから、計画においてはより幅広く「教育」と記載しています。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
78	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a2	「DV、デートDVの理解認知の研修を各学校・企業で行います」と明記すべき。	ご指摘の点については、重点目標4の施策に「若年層や教職員を対象とする研修の実施をはじめ、様々な機会を活用したデートDVに関する理解促進と認知度向上」を掲げ、取組を進めてまいります。
79	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a5	DV加害者プログラムの早期実施を求める。	いただいたご意見を踏まえ、DV加害者プログラム実施の体制整備に努めてまいります。
80	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a	DV防止・被害者支援・加害者対応について、女性相談支援員の多くが非常勤であるため情報共有が不十分となり、長期的な相談対応が継続できない問題がある。安心して相談できる体制を整えるため、専門職の正規職員を配置し、相談体制を整備してほしい。 また、相談から生活再建・就労まで数年に及ぶ支援に対応できる中長期的な支援体制を整備してほしい。	ご意見として承るとともに、必要な伴走型の支援が行われるよう施策の推進に努めてまいります。
81	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a	重点目標4の施策は支援が中心で、予防教育が弱い印象。デートDV予防教育や同意教育、アンガーマネジメント、加害者防止教育など、予防の視点を重点施策として明記することを提案する。	ご指摘の点については、重点目標4の施策に「DVや性被害を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発及び教育」を掲げ、取組を進めるほか、重点目標3においても、a.教育・学習の充実として、関連する施策を記載しております。
82	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a5	一時保護において「必要な支援が行われる体制づくり」は重要だが、課題の異なる対象ごとに、どのように人材や設備を確保するのが懸念される。	一時保護施設及び委託先施設の役割分担等により、様々な課題に応じた支援を行ってまいります。
83	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a11	次期計画の重点目標4が国の動向を踏まえて新設され、DV被害者支援や加害プログラムなどの実効性向上に期待する。市町村のDV防止基本計画・女性支援基本計画の策定促進については、男女共同参画計画への位置づけに留まり実効性との乖離があると感じるほか、女性支援相談員の未配置や非正規職員の多さが課題と考える。こども・若者の居場所づくりやこども食堂を運営するNPO等は女性支援に近い現場であるため、研修や運営助成など民間団体への支援を通じ、行政だけでは届きにくい層への支援・相談につながることを期待する。	いただいたご意見を踏まえ、施策を推進してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
84	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a4	女性相談支援員の多くが会計年度任用職員で処遇や身分保障が不十分であり、専門性や業務負担に見合った給与体系となっていない点を課題と考える。DVや性暴力被害など高度な専門性と継続的関与が求められる業務であるため、人材の定着と支援の質を確保する観点から、安定的任用や処遇改善を計画に明確に位置づけるべきと提案する。常勤化や任期の長期化、処遇状況の把握・公表、研修と処遇を連動させた専門職としての位置づけの強化も求める。	ご意見として承るとともに、女性相談支援員の専門性の向上に努めてまいります。
85	33	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 b	困難な状況にある人への支援施策について、「防止します」、「推進します」、「軽減を図ります」、「支援します」などではなく、より具体的な内容を記載すべきと提案する。	計画記載の「課題解決のための施策」は、施策の方向性を示すものであり、個別の具体的な事業内容までは記載しておりませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、より実効性のあるものとなるよう、各年度の具体的な事業を検討してまいります。
86	33,42	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a1 「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策 1	DV や性暴力の深刻さに対し、加害者・被害者双方が暴力として認識しづらい現状があるため、行為を正しく理解するためのジェンダー教育が必要と考える。本計画に『ジェンダーに基づく暴力（GBV）』の周知を位置付け、DV防止や被害者支援・加害者対応に携わる者が GBV を基礎知識として学ぶ機会を設けることを提案する。	いただいたご意見を踏まえ、DVや性暴力等を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発等の施策を推進してまいります。
87	33,43	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a4,a7 「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策 4	民間で女性相談を受けている立場から見て、公的な女性相談支援体制では、非常勤職員中心のため専門性不足や庁内連携の不備が生じ、相談者のたらい回しや二次被害につながっている課題がある。専門職の正規職員配置、庁内連携を理解する研修、全窓口におけるトラウマインフォームドケア研修の実施を提案する。また研修は民間専門団体と協働することが望ましいと考える。	ご意見として承るとともに、女性相談支援員の研修の充実に努めてまいります。
88	33-35	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a,c	DV加害者プログラムが計画に明記されたことは大きな前進と考える。	いただいたご意見を踏まえ、DV加害者プログラム実施の体制整備に努めてまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
89	33	第1章 1 はじめに （1）計画策定の趣旨 第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a	DV防止基本計画及び女性支援基本計画を統合した経過が計画策定の趣旨に示されていないため、県の考え方を明記すべきと考える。DV・性暴力被害の回復には一時的な相談対応だけでは不十分であり、中長期の生活再建支援や心理・就労支援を体系的に位置づける必要がある。継続的支援や生活再建支援の明記、市町村間格差を縮小するための県の役割強化、そして医療・福祉・司法の専門職連携を明示することを提案する。	ご指摘の計画統合の経過及び趣旨については、第1章「5 次期計画重点目標の検討」において記載しています。これは、DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援と、幅広いジェンダー・ギャップの解消等の施策を総合的に推進する必要がありますためです。 また、いただいたご意見を踏まえ、必要な伴走型の支援が行われるよう施策の推進に努めてまいります。
90	33,34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a3,b9	女性の困難に関する相談窓口や、生きづらさを抱える男性の相談先に関して、特に学校を離れた10代後半からの若年層が支援につながるよう、周知強化とあわせ、居場所づくりなどの若者支援施策を充実させる必要がある。	「子ども・若者総合相談センター」や「子ども・若者サポートネット」における困難を有する子ども・若者の相談支援や居場所の取組を推進するとともに、より積極的な利用に繋がるよう周知に努めてまいります。
91	33,36	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 a （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ②課題解決のための施策 d	困難を抱える女性への支援の実効性を高めるためには、当事者の声を継続的に把握し制度・政策に反映させる仕組みを計画に明確に位置づけるべきと考える。意見聴取を単なる形式にとどめず、政策形成や評価過程に反映する具体的手法の提示を求める。匿名性・安全性に配慮した意見収集、当事者意見を施策見直しに反映した事例の公表、PDCAへの当事者視点の組込み、当事者団体との継続的協議の場の設置などを提案する。	いただいたご意見を参考に、当事者や支援者のご意見等を踏まえた施策の推進に努めてまいります。
92	34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 c	HPVワクチンは高い有効性があるにもかかわらず、日本では女性のみ・期間限定の接種促進にとどまり、期間中に接種できなかった女性には費用負担が生じる。一方で主なキャリアは男性であり、男性が自己負担となる現状は、男性間での感染やがん予防の観点からも、経済的・社会的な不平等を生んでいる。長野県から男性へのHPVワクチン接種無料化を進めてほしい。	男性へのHPVワクチン接種については、現在国において定期接種化の議論がされており、県としては、安全性・有効性の確認及び費用対効果が良好であることが確認されたワクチンについては、居住自治体に左右されずに全国一律に受けられるようにすべきと考えることから、引き続き国の検討状況について注視し、状況に応じて国に対し要望を検討してまいります。
93	34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （4）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 b4	困難な問題を抱える女性の多くは、避難先からの自立や居住の確保において、経済面、契約時の性差別、所得証明の要件、連帯保証人の不在などの問題を抱えており、これらの課題への対応を女性支援や生活困窮支援などの分野が横断的に協議する必要がある。 具体的には、長野県社会福祉協議会の相談支援、住宅確保給付金制度、居住支援法人との連携、社会福祉事務所長が連帯保証人となることなどの事例を調査し、支援団体に周知した上で女性の自立のための連携を強化するなどの必要がある。	困難な問題を抱える女性の自立には、居住支援を含む多分野との連携が不可欠であり、既存制度や地域資源を最大限に活用した支援体制の強化が重要であると認識しております。 今般、住宅セーフティネット法の改正により住宅部局と福祉部局の連携強化が図られ、地域の居住支援体制を拡充する仕組みが整備されたところです。 これらの点を踏まえ、多機関連携の強化に向けて、今後も関係機関と連携を進めてまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
94	34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （４）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 c	ライフステージに応じた健康支援や性と生殖に関する健康・権利の啓発に関連し、誰もが気軽に性の相談ができる専門職の常設スペースを各市町村に設置されることが望ましい。	県では、性と健康の相談支援事業を通じて、お住まいの地域に関わらず助産師・看護師等の専門職が妊娠・出産や性に関する専門的な相談に応じる窓口を開設し、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めています。 また、市町村における相談体制の整備を支援するため、信州母子保健推進センターにおいて、市町村職員を対象としたプレコンセプションケアに関する研修や情報提供にも取り組んでいます。 今後も、これらの取組を通じて、市町村と連携しながら、地域の実情に応じた実施可能な相談体制の整備に向けて働きかけてまいります。 性の多様性に関する相談については、長野県人権啓発センターにおいて、外部の専門相談員にお繋ぎしています。
95	34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （４）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 c	「ライフステージに応じた健康への支援、性と生殖に関する健康と権利の啓発」に記載の施策が妊娠や出産を前提とし過ぎているように感じる。多様な性の包括や、自己選択のための支援や制度の充実を期待する。	ご意見を踏まえ、多様な性への対応については、現在検討中の「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）にも位置付けるとともに、固定的性別役割分担意識の解消により、誰もが希望する働き方や暮らし方を実現できる社会づくりを目指してまいります。
96	34	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （４）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策 c2,c3	現在、県内では若者が気軽にSRHRの情報収集や相談ができる「ユースクリニック」等の民間団体の取組が徐々に広がっている。今後、これらの取組を通じてSRHRやプレコンセプションケアの認知が高まるよう、県・市町村によるユースクリニックとの連携、助成、必要に応じた委託等の検討を期待する。 また、県が設置を進めるユースセンターは、若者の居場所としてSRHR情報の提供や、DV防止・女性支援などの相談につながる可能性を持つため、ユースワーカーに対する性教育、DV防止、女性支援等に関する研修費の助成なども併せて検討してほしい。	本県ではこれまでも、若者の性や健康に関する悩みに対応するための相談体制の整備や、利用しやすい環境づくりを進めてきました。今後はさらなる利用促進と、若者が相談につながりやすくなるよう、オンライン相談の導入やSNSを活用した情報提供など、より利用しやすい相談環境の充実と効果的な広報に努めてまいります。また、民間団体等が取り組むユースクリニックについては、取組状況の把握に努め、今後の連携のあり方について検討してまいります。 性教育などの研修会の費用については、長野県将来世代応援県民会議において実施している「子どもの性被害予防のための取組支援事業」で性教育や子どもを性被害から守るための人権教育、子どもの権利教育を取り扱う研修会に係る費用を助成しており、ユースセンターにおいて実施するユースワーカーへの性教育等の研修会にも活用できるため、より積極的な活用に繋がるよう周知に努めてまいります。
97	35	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （４）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ③指標	正規雇用の女性相談員の数、DV加害者プログラムに従事する専門職員の数なども指標に入れるべき。	ご意見として承るとともに、女性相談支援員の専門性の向上と、DV加害者プログラム実施の体制整備に努めてまいります。
98	35	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （４）重点目標4 安全・安心なくらしの実現 ③指標	DV（配偶者等への暴力）の認知度向上には、パートナーシップを形成する世代の男女双方に対し、DVに関する理解を広める取組が必要であると指摘する。	いただいたご意見を踏まえ、大学生等へのデートDV防止のための意識啓発等に努めてまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
99	36	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ②課題解決のための施策 a	あらゆる分野でジェンダー主流化を推進することは重要であり、県全体へ取組が広く浸透することを期待する。今後、具体的な取組内容の共有や、市町村への支援を進めてほしい。	ご指摘のとおり、ジェンダー主流化の推進には、県だけでなく市町村や地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、今後も具体的な取組内容の共有を進めるとともに、市町村に対する支援にも引き続き取り組んでまいります。
100	36	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ②課題解決のための施策	第6次計画でジェンダー主流化を重点施策とした点を評価する。実効性確保のために推進メカニズムと評価指標を明確化すべきと考え、以下が必要である。 1. ジェンダー主流化を県の全政策に浸透させる必要性 2. 国際的基準との整合性 3. 部署横断的ジェンダー主流化チェック体制の整備 4. 男女共同参画部門以外への働きかけ 5. まとめとして、以下を計画で明示するよう提言する。 ①各政策・事業におけるジェンダー評価指標 ②推進責任者の部署横断的配置 ③ジェンダー影響評価とジェンダーバジェットの制度化 ④年次評価及び公開報告の明記	県におけるジェンダー主流化の推進体制については、知事を本部長とし各部局が構成員となる「長野県男女共同参画推進本部」を中心に、計画の推進状況を毎年度評価し、その結果を取組や予算に反映するPDCAサイクルを確立していきます。また、あわせて長野県男女共同参画審議会で有識者のご意見も伺いながら、全庁的な施策の推進を図ってまいります。
101	36	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ①取り組むべき課題 b	県がジェンダー主流化を全庁的に推進するためには、知事直下に専門機関を設置し、横断的に統括する体制が必要であると考え。ジェンダー主流化の実効性を確保するため、専門知識と経験を備えたジェンダー専門家を正規雇用で配置し、権限・予算・人員を付与した「ジェンダー主流化推進室」の創設を提案する。	県におけるジェンダー主流化の推進体制については、知事を本部長とし各部局が構成員となる「長野県男女共同参画推進本部」を中心に、計画の推進状況を毎年度評価し、その結果を取組や予算に反映するPDCAサイクルを確立していきます。また、あわせて長野県男女共同参画審議会で有識者のご意見も伺いながら、全庁的な施策の推進を図ってまいります。
102	36	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ②課題解決のための施策 d2	市町村における推進体制の整備について、各市町村の男女共同参画担当課が県と同様の視点を持ち、自分の地域で不足しているものや必要なもの、大切にしていかなければならないことを把握したうえで、他部署と連携しながらジェンダー主流化を具体化すべき。	県としても、県組織におけるジェンダー主流化の取組内容の共有、先進事例の紹介、男女共同参画センターにおける市町村との講座共催など、さまざまな取組を通じて、市町村職員の理解促進と体制整備を支援してまいります。
103	36	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ②課題解決のための施策 a	ジェンダー主流化の視点を全庁的に取り入れ、交通・防災・教育・福祉など各分野で取組を具現化することを期待する。ジェンダーの専門知識を有する人材を参画させ、施策の推進と評価を行うことを提案する。	県のあらゆる施策にジェンダー平等の視点を取り入れる取組を進めるとともに、施策の推進や評価にあたっては各分野の有識者で構成される男女共同参画審議会の意見を聞きながら進めてまいります。
104	37	第2章 2 重点目標ごとの施策内容 （5）重点目標5 推進体制の整備・強化 ③指標	男女共同参画計画が全市町村で策定されるよう、未策定市町村に対し、県として支援していただきたい。	ご意見を踏まえ、県として未策定市町村に対し、策定済市町村の事例紹介や、総合計画との一体的な策定などの取り組みやすい方法の助言等、状況に応じた支援を引き続き進めてまいります。
105	42	「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策 2	デートDVへの取組に加え、より基礎的なジェンダー平等教育を体系的に導入する必要があると考える。暴力防止には早期教育が重要で、価値観形成期からのジェンダー理解がDV予防につながるため、小中高を通じた継続的なジェンダー教育の推進と、教員養成段階における研修強化を計画に明示することを提案する。	教員養成段階での研修については、県の計画であるため、対応は困難ですが、学校では、暴力につながる行為は決して容認されないことを、様々な教科や特別活動を通して指導しています。引き続き、自分も他者も大切にする人権意識を高める取組を推進してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
106	43	「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策 4,7	支援者研修の記載はあるものの、被害者自身の継続的な心理支援に対する経済的支援が明確でないため、トラウマケアへのアクセス保障を計画に位置づける必要があると考える。トラウマインフォームドケアについては専門職から一般職まで段階的な研修が求められるため、研修対象範囲を明確に検討することを提案する。女性支援施設入所者に限定しない心理支援への経済的支援の検討、医療機関との連携による公費助成の方向性、ワンストップセンターでの医療アクセス保障を具体化することを求める。	ご意見として承るとともに、トラウマを抱えた方に対するよりよい支援に努めてまいります。
107	43	「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策 5	女性相談支援センターの場所や連絡先が明確でなく、特に障がいのある人にとってアクセシビリティが低い。市役所や公民館、図書館など身近な公的機関で相談窓口が分かるよう、市民目線で工夫してほしい。また、計画では「障がいの有無にかかわらず必要な支援が行われる体制づくり」の記載があるが、医療的ケアが必要な人が利用できる女性支援施設がないため、設置してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、窓口の周知や柔軟な一時保護の体制整備に努めてまいります。
108	-	計画全体	「ジェンダー平等の実現」が高らかに謳われていることは素晴らしく、他県にはない取り組みであり、他県をリードできる内容になっている。	ご意見の趣旨を踏まえ施策を推進します。
109	-	計画全体	「ジェンダー主流化」という、行政のあらゆる部署でジェンダーの視点を取り入れて施策を検討する考え方が計画に盛り込まれたことを素晴らしく感じている。県庁から取り組みを進め、自治体にも広がっていくことを期待している。	ご意見の趣旨を踏まえ施策を推進します。
110	-	計画全体	全国知事会が令和7年7月24日に示した「ジェンダー平等の実現に向けた提言」を踏まえ、長野県がその実現を先導することを求める。第6次計画に「あらゆる分野でのジェンダー平等の実現」、「『ジェンダー主流化』の考え方を明確に盛り込む」と記載されたことは画期的であり、これを実効的に運用し、「絵に描いた餅」に終わらせないよう確実な実践を期待し注視している。	ご意見の趣旨を踏まえ施策を推進します。
111	-	記載なし	DV加害者は問題を自覚しづらく、受講費用が負担となることで支援につながりにくい状況がある。現状では予算の制約により支援対象者が十数名に限られることが危惧されるため、DV加害者プログラムの利用促進のためにも予算の拡充を求める。	ご意見として承るとともに、DV加害者プログラム実施の体制整備に努めてまいります。
112	-	記載なし	男女共同参画審議会の委員の選任にあたっては、ジェンダー平等に関する理解と前向きな姿勢を持つ人材を選任するよう求める。	男女共同参画審議会については、長野県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画社会づくりに関して識見を有する方を委員として適切に選任してまいります。
113	-	記載なし	子どもの権利条約に基づき、パブリックコメントに子どもが関係する事項が含まれる場合、年齢に応じた意見表明の機会確保と意見の尊重が必要であると考え。そのため、対象項目の選定、子どもに理解できる資料の作成、意見募集の直接的な周知、寄せられた意見への説明が求められる。今回の計画の県民意見募集では中学生と高校生世代への対応が必要なので追加措置を行うべきである。	今回の意見募集については、本県の「県民意見公募手続きに関する指針」に則り実施しています。特定の年代や層への周知は行っておりませんが、県ウェブサイトへの掲載やプレスリリースを通じて、県内外を問わず広く周知しております。施策推進や啓発にあたっては、若者向けのデートDV防止や県の性暴力被害者支援センターを紹介するカード等の配布、デートDV防止のための啓発講座の開催など、年齢層を考慮した取組を進めてまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
114	-	記載なし	社会の中で女性を考える基本は、ジェンダー平等と女性への支援・保護である。これらは女性の権利であるから人権全体が明確になっているべき。人権を擁護する責任は国家にあり一部は自治体が担うが、憲法の前文と第3章、世界人権宣言、主要な人権関係条約（国連の人権基本条約、難民条約、ILO条約）は基本的な共通認識であることを再確認すべきである。さらに、SDGsなどで示されているように、社会や環境に対する企業活動や個人の生活が幅広く人権に関わっていることを理解することも重要である。	国際的な動向も踏まえながら、取組を進めてまいります。
115	-	記載なし	「男女共同参画」という用語は国際的に通用せず、政府の英文資料でも一貫して Gender Equality が用いられていることから、計画においても「ジェンダー平等」を用いるべきと考える。「男女共同参画」は、男性優位を当然とする考え・平等への嫌悪感と、社会的役割・役に立つことに限定する考えに基づいた概念であり、人権としてのジェンダー平等を十分に捉えていない点が問題である。用語を「ジェンダー平等」に統一し、KPI もジェンダー平等を測定できる指標とすることを提案する。	本計画では、審議会の意見を踏まえジェンダー平等の実現を基本テーマに掲げ、指標についてもジェンダー平等を把握できる指標としています。
116	-	記載なし	憲法98条2項により条約が法律より優先するにもかかわらず、日本では女性差別撤廃条約やILO100号条約など批准済み条約に国内法が十分対応していない点が課題と考える。条約の実施状況審査で国際社会から是正を求められても対応が遅れており、多くの地方議会が批准を求める決議を採択している。	国際的な動向も踏まえながら、取組を進めてまいります。
117	-	記載なし	差別には制度的・組織的・個別的背景があり、外国人女性など複合的要因による差別も多いため、実態を踏まえた対応が必要と考える。差別的言動（ヘイトスピーチ）は深刻な被害をもたらし、人種差別撤廃条約が刑事罰を求めているにもかかわらず、日本が留保を撤回していない点は課題である。国際社会から包括的差別禁止法の制定や、政府から独立した国内人権機関の設置が繰り返し求められている現状がある。	計画の趣旨に記載のとおり、当計画は国際条約等を踏まえて作成しているものです。 また、県では全ての県民の人権の尊重に向け、「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）の検討を進めています。
118	-	記載なし	企業の持続的存続には環境・社会（人権）・統治が重要であり、「ビジネスと人権」指導原則では国家の保護責任、企業の人権尊重義務、救済手段の確立が規定されている。企業にはバリューチェーン全体への人権デューデリジェンスが求められる一方、日本の法制度や救済制度が国際的に脆弱であるため、日本企業や国内で活動する外国企業が不利となる可能性がある。	ご指摘の趣旨を踏まえ、ジェンダー平等や、企業における人権など、様々な視点の人権施策を推進してまいります。
119	-	記載なし	DE&Iが重視されるのは、均質な組織よりも多様性のある組織の方が問題への対処や新分野への展開が容易だからであり、非財務情報が重要となる。ジェンダー平等を重視しない企業はこうした認識が不足しており、持続可能性に乏しい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、ジェンダー平等や、企業における人権など、様々な視点の人権施策を推進してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
120	-	記載なし	企業活動にも影響する人権の重要性を踏まえると、日本は女性や多様な人々の能力を十分に活かせておらず、若年層の活力も損なわれているため、この問題認識を計画の前提として明示すべきと考える。「女性・若者」を一括りにする国や県の資料は多いが、両者の課題は異なり、対処も分けて検討する必要がある。共通点は社会的周縁化の問題であり、女性に限定せず、少数者や困難を抱える人々の人権保障と支援を重視する視点が重要である。複合差別の観点からも、人権全体と女性の人権を分ける計画体系は再検討すべきと提案する。	様々な人権課題に対応し、全ての県民の人権の尊重に向け、「長野県人権尊重の社会づくり条例」（仮称）の検討を進めてまいります。
121	-	記載なし	EBPMの観点から、統計資料の選択と解釈を慎重に行い、市町村ごとの人口動態の違いや合併地域の減少、外国人労働者が定住を前提としない点や若年層の住民登録と実態の乖離などを考慮した分析が必要と考える。アンケートは年齢別・性別のクロス集計が必要であり、職業・地位・居住特性・移住など目的に応じた追加分析も有効な場合がある。分析には社会学者の支援が必要。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
122	-	記載なし	外国人労働者（技能実習生・特定技能・日系人）が安価で便利な労働力として扱われ、人権・法的保護が不十分であるため、女性に影響が大きい点に留意しつつ男性も含めて問題点を把握すべきと考える。家族帯同不可や新生児の在留資格不備、母子保健情報の未周知、妊娠・出産による解雇・帰国強要、勤務先変更不可やパスポート取上げ、来日前の借金による債務労働などの実態を踏まえ、ビジネスと人権の観点から早急な改善を提案する。特に技能実習における強制労働的運用の是正と、家族帯同・情報提供・相談体制の整備を計画に明確に位置づけるべきと考える。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
123	-	記載なし	世界経済フォーラムの Gender Gap Index も都道府県版GGIも男女差の指標なので、全体での割合（例：議員比率、管理職比率）なのか数値の格差（例：賃金、進学率）なのかを判別する必要がある。男女共に低調なので格差が少ないというのでは喜べない。 日本全体では経済と政治参加の男女差が大きいですが、長野県は両分野とも日本の中でも下位である。これでは若い人が流出するのは当然だが危機感が薄い。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
124	-	記載なし	自治会・PTA・消防団で女性の地位が極めて低く自主的改革が進んでいない。市町村が自治会を事実上行政組織の一部として扱ったり、自治会の決定を地域住民全体の意思表示とみなすことがある等の問題がある。また住民の男女比が等しいはずなのに代表者の役員構成が男女の一方に偏っている団体は、民主的な運営を行っていないと考える。 PTAは生徒の保護者と教職員による任意加入の団体であるが生徒や学校組織の問題について活発な議論がない。 消防団については、消火活動を行うことは稀で災害関係の活動が多い。災害活動では災害弱者や地域外からの来訪者への対応が重要であり、避難所運営でも多様な視点が必要であるが、消防団は旧態依然としている。 消防団員増ではなく災害対応体制の抜本的見直しが必要と考える。これらの見直しにより、女性の役割の増、女性の責任者の増につながる。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
125	-	記載なし	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」は活動内容と参加資格を限定しているため、グローバルな視点で学ぶ姿勢がない。女性や若者の流出要因である女性の地位の低さを十分に認識していないと考える。 首長については3つの役割；人事・行政執行・地域への影響力のうち、実際の活動は人事だけである。 企業については、長野県に多い非上場企業への働きかけやDE&I、ビジネスと人権の関係を普及させるべき。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
126	-	記載なし	政治参加に関して、女性議員を増やす方法としてクォータ制、パリテなどを採用している国があるが、日本では各政党の自主努力に留めている。しかし県内のすべての市議会議員選挙において、ある政党は全立候補者を無所属として女性候補者比率に算定されないようにした。これでは若い人たちから見捨てられるのは当然である。	当計画は県の計画のため、対応は困難であることについてご理解をいただきたく存じます。
127	-	記載なし	ILO 111号条約への批准を求める。中核的条約で唯一の未批准条約である。世界の大半の国が批准しているので日本が批准できないはずがない。批准すれば研修における差別も禁止される。	当計画は県の計画のため、対応は困難であることについてご理解をいただきたく存じます。
128	-	記載なし	審議会委員の女性委員の選定方法において問題となるのは、充て職や活動内容が不明な団体、ジェンダー不平等が改善されていない団体からの選定などである。改善策として、代表者でなく組織構成員に変更する、推薦を求める民間団体に目的や活動履歴、連絡先などの情報公開の条件を課す、公募委員を増やすことを提案する。	ご提案については今後の施策推進の参考とさせていただき、引き続き審議会等委員の女性割合の向上に取り組んでまいります。
129	-	記載なし	働き方改革関連の審議会委員について、女性の多くが非正規雇用である実態を踏まえ、代表者として非正規雇用者を選定すべきと考える。また、労働関係審議会の委員にも非正規雇用者を含める必要があると提案する。	県の審議会等においては、関係団体からの推薦を含め、専門的知見や活動実績などに基づき委員等を選定し、非正規雇用者を含む様々な立場の多様な意見を反映できるよう努めています。
130	-	記載なし	農業関係の審議会は時代に合わせ、全面的な見直しが必要と指摘する。県外・国外の事例を参考にして改革できなければ若年層の減少が避けられないと考える。長野県農業大学校生の約3割は女性であることから、女性の影響力を強化する取組を行うべきと提案する。	「長野県食と農業農村振興審議会」の委員選定にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、女性の4割以上の登用、若者（概ね30歳代）の登用等に務めているところであり、引き続き、女性や若者等の登用に配慮してまいります。
131	-	記載なし	人権講座について、意識変容が必要な層を対象とした体系への再整備を行うべきと考える。具体的には、トップ研修を起点とし、企業ごとのPDCAを評価・公表する仕組みに改めること、一方向的な講演をやめデータ分析や比較、議論を中心としたワークショップ形式とすること、国際基準やグローバル企業の取組紹介を充実させることを提案する。現状のネットワーク協議会は廃止が妥当とする。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
132	-	記載なし	人権施策として実施されているが人権と直接関係しない事業は廃止すべきと考える。具体的には「人権の花運動」やスポーツ団体との連携事業を廃止対象とする。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
133	-	記載なし	企業に対する登録・認証や表彰制度について、ジェンダー平等の達成を必須条件とすべきと提案する。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	ページ	項目	ご意見（要旨）	県の考え方
134	-	記載なし	2地域居住制度は家族や子どもの通学を考慮しておらず、無意味であり廃止すべきと考える。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
135	-	記載なし	外国にルーツのある女性への差別を防ぐため、県外との連携も含めた言語・風習・民族等に配慮した支援体制を整備すべきと考える。	「長野県多文化共生相談センター」において外国人からの相談に対応するとともに、相談内容に応じて専門的な相談機関につなぎ、課題の解決が図られるよう支援してまいります。
136	-	記載なし	性交・妊娠・出産に関する教育や支援制度の周知について、学校教育の中で実施すべきと考える。また、外国人労働者に対しても直接的な教育・情報提供を行う必要があると提案する。	学校教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて適切な教育を実施していきよう支援してまいります。 外国人労働者に対するご指摘については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
137	-	記載なし	シングルマザーは経済的困難を抱える場合が多いため、養育費や慰謝料を公的機関が立て替える制度を国に要請すべきと考える。税制や健康保険などを世帯単位ではなく個人単位とする諸外国の制度を調査し、参考にすべきと提案する。あわせて、国・自治体・民間団体が実施するエンパワメント施策の強化を求める。	県では、ひとり親が安定して養育費を受け取れるよう、公正証書の作成費用の補助だけでなく、養育費を取得するための信用保証契約の締結にかかる費用も補助しているところです。 いただいたご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
138	-	記載なし	非正規雇用を減らすため、離職後も能力を活かせる再就職機会の確保や、能力を適切に評価する仕組みを構築すべきと考える。また、職場が変わっても通用する能力を身につける研修を充実させる必要があると提案する。	離職者を対象とした職業訓練である民間活用委託訓練や、女性求職者を対象としたデジタル人材育成事業等の取組を通じて、女性の再就職や転職を支援してまいります。
139	-	記載なし	女性の非正規が多い理由（L字カーブ）を分析すべきである。要因として下記が考えられる。 ・採用段階からのジェンダー差別 ・夫婦の一方の離職 ・結婚による移住 ・転勤 ・育児・介護 ・女性の担当という意識 ・収入差 年齢差	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
140	-	記載なし	市町村の職員や議員に対し、本計画の内容を学ぶ勉強会を実施すべきと考える。特に年長男性議員から女性議員や若手議員へのパワハラが深刻であり、罰則付き条例がなければ根絶は難しい。	男女共同参画センターでの市町村との講座の共催、議員を対象としたハラスメント防止研修等の先進事例の紹介など、様々な取組により、市町村職員等のジェンダー平等の理解を促進します。
141	-	記載なし	男女平等は女性だけの問題ではなく、誰にとっても生きやすい社会の実現に不可欠であるとする。人口の半数を占める女性が生まれながらにして不平等な社会のままでいいわけではない。	計画の趣旨にも記載のとおり「男性中心の社会構造やシステムの変革」が必要との認識のもと、その具体的な方策として、第6次計画では、男女間格差を洗い出し解消するための、「ジェンダー主流化」の考え方を明確に盛り込んでおります。
142	-	記載なし	男女共同参画に関わる職員を男女同数とすることや、パリティCAFEチームを設置して出前講座を実施し、その中で「同意」に関する内容を必ず扱うことを提案する。	ご指摘の点は今後の施策推進の参考とさせていただきます。